

文書館だより

第13号
平成元年7月

題字 岡庭征人書
発行・群馬県立文書館
〒371
前橋市文京町三丁目二七番二六号
電話(〇二七)二二一三四六
印刷・朝日印刷工業株式会社
電話(〇二七)五一―二二二



第二十二大区小十三区

碓氷郡西上秋間村地引絵図(部分) 文書館蔵

明治六年二月 縦155cm×横320cm(平成元年五月二十三日撮影)

紙面案内

- 網吉時代の犬改帳
- 群馬県における町村制のはじまり
- 改正された群馬県立文書館の設置条例
- 明治初期絵図のマイクロフィルム化に伴う利用法
- 新たに収蔵された文書

この絵図は、明治六年二月に作成された碓氷郡西上秋間村の「壬申地券地引絵図」です。

江戸幕府の「永代土地売買禁止令」は、明治五年二月に解除されました。つづいて同年二月二十四日大蔵省により「地所売買譲渡ニ付、地券渡シ方規則」が出され、続いて七月四日には、売買にかかわらず、すべての耕地に地券を作成し交付することになりました。

さらに九月四日には、より詳細な地券の作成や交付の手続きが定められ、十月晦日にこれを改正し、一村ごとの地番を誤りなく付けるため、「地引絵図」の提出が指示されました。この絵図には、村内全体の耕地一筆ごとの地番、地目、面積、所有者名が記載されています。

「西上秋間村」の絵図には、耕地のほか、周辺に「入会地」が記入されています。一つは「村持の入会地」であり、又一つは「西上秋間村と東上秋間村両村の入会地」であり、このほか白澤の株場は「西上秋間村外十二ヶ村の入会地」であることが読みとれます。この様に入会地にはいくつかの種類があったことが分かります。

文書館では、今年度の企画展として「村のくらしと山林原野―入会地の歴史―」(仮題)を取り上げます。入会地の成立と種類、維持管理、利用、移り変わり、地租改正と入会地、町村制と入会地などを主な柱として企画する計画です。

(主幹兼専門員 田嶋 亘)

II 収蔵資料の紹介 II

綱吉時代の犬改帳

—下仁田町・神戸家文書より—

主事 鈴木一哉

今紹介する文書は、甘葉郡下仁田町

本宿の神戸家に伝存する「生類憐みの令」に關連した一冊です。神戸家文書は、昭和五十七年に神戸金貴氏により、当文書館へ寄託された総点数一万二千点という多量の文書群です。現在三〇〇二点が閲覧可能。西牧関所関係の文書をはじめ貴重な史料が多数残されています。同家は江戸時代、代々の当主が金左衛門を名乗り、甘葉郡本宿村の名主などを勤めた家柄です。本宿村は、中山道脇往還の下仁田道筋にあり、信州へ通じる和美峠越と内山峠越の分岐点に位置し、佐久方面との商品輸送路にあたっていました。文禄二年(一五九三)藤井村との境に西牧関所が設置されると、以後、同村は同関所の維持管理を命じられていました。江戸時代を通じて、幕府領であり代官支配を受けていました。

同村神戸家文書の中の一冊に、表紙に、

入山村
西牧 本宿村 犬改帳
恩賀村
文書番号 2470-2

と記された横長帳の文書があり、開いてみると写真(1)・(2)の記載があります。

写真(1)



写真(2)



本宿村分
一男犬老足赤おち 金左衛門
一男犬老足赤おち 同 人
犬合貳疋
恩賀村分
一男犬老足はいげ 長右衛門

写真(1) 釈文

一男犬老足赤毛 太郎兵衛
犬合貳疋

入山村分
一男犬老足赤毛 弥惣右衛門
一男犬老足白毛 五郎兵衛
一男犬老足赤毛 同 人
犬合三疋

右之通、村中之犬、老足不残相改書付差上ケ申候、以来うまれ申候犬、もとも申候犬、死申候犬御座候ハ、其時々ニ御断可申上候、以上
貞享五年辰ノ九月

写真(2) 釈文

この後に、差出人として本宿村名主金左衛門以下五名の名前があります。宛先は記載されておりませんが、幕府代官へ差出した帳簿の控と考えられます。内容は村ごとの飼犬の数・毛色・飼主名を記したもので、例えば、本宿村では金左衛門が赤おちの雄犬二匹を飼っていて、それ以外の飼犬はいないということがわかります。本宿村の他に、恩賀村と入山村(両村とも現松井田町)分の記載があるのは、両村が本宿村西牧関所付きの村であったため、本宿村名主が名主役を兼帯していたためです。さらに、新たに生まれた犬・求めた犬・死んだ犬があったならば届出る旨の記載があります。江戸時代において、領主側が村単位の

領民を把握する場合、「宗門人別改帳」を原則として毎年差出させることで人数等をつかんでいました。しかし、「犬改帳」のように村単位の犬の把握がなされたのは、五代將軍綱吉の時代だけです。

「生類憐みの令」として総称される幕府法令が次々と出されるのが、この文書が作成された前年の貞享四年(一六八七)からです。同年二月二十一日条の「徳川実紀」には「けふ市井に令せられしは。飼犬の毛色簿書にしるし。」の記事があることから、江戸市中という法令の適用範囲外ですが、幕府領である本宿村にもこの法令との関連で「犬改帳」の作成が命じられたと考えられます。作成に至る経過や上州における作成範囲等の説明が今後の課題です。

「生類憐みの令」が保護の対象としたのは、犬以外にも牛・馬をはじめ鳥類・魚類にまで及び、捨子・病気の旅人等の人間も含まれました。特に、牛と馬に対しては「犬改帳」と同様の記載様式の「牛馬改帳」が神戸家文書の中に残されています。幕府としては、犬や牛・馬を保護するために、それらの実態を確実に把握する必要があったのでしょう。

しかし、「生類憐みの令」の違反者には、厳罰に処せられる者が多く、民衆には不評であり、宝永六年綱吉が死去すると、六代將軍家宣により廃止されました。

II 収蔵資料の紹介 II

群馬県における町村制のはじまり

— 文書館資料の紹介 —

主任専門員 石田 和 男

明治二十二年四月一日町村制が施行され、現在のような地方自治の仕組みができました。今年は、それからちょうど百年になります。町村制百年を記念して、県下各町村では百年史や写真集の発行などの記念事業が行われています。

そこで今回は、それらの資料を中心に町村制の始まりの経緯を紹介します。

一 明治初期の町村

近世の上野国には千二百余りの村がありました。明治新政府によるこれらの村の改革は、明治五年五月の大小区制から始まります。これは各府県内を大区と小区に分け、番号による新しい行政単位をつくるものでした。

本県は二十二大区(新田・山田・邑条の三郡は栃木県に属す)に分けられ、その中が二、四七の小区に分割されました。従来の名主・庄屋は廃され、大区に区長、小区には副区長、各町村には組頭などが置かれました。

明治十一年七月郡区町村編成法の公布により大小区制は廃止され、旧来の町村が復活し、各町村には戸長・戸長役場が置かれました。本県では数か村が連合し

たところが多く、十四年には二八四の戸長役場がありました。

十七年五月区町村会法の改正により連合町村の組み合わせと連合戸長役場の位置が指定され、本県には二六九の連合町村が設置されました。これによって戸長役場の管轄区域と戸長の権限の拡大が図られ、町村合併の素地ができたのです。

二 町村合併の経緯

明治二十一年四月町村制が公布され、その準備として全国一斉に有史以来の町村の大合併が進められました。

本県では、すでに町村制が公布される一年程前から、全国に先がけて町村合併の準備に取りかかっていたのです。

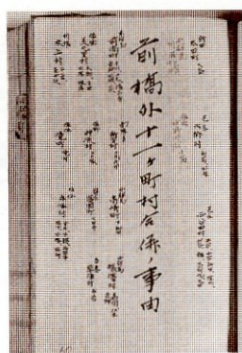
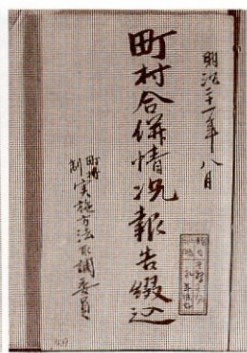
合併までの手順は、郡長の合併原案の作成↓県の査定・県としての合併諮問案の作成↓郡長から各町村戸長総代人への諮問↓各町村からの答申書の提出↓郡長の意見上申↓県の調査、支障がなければ確定というものでした。

郡長の合併原案は二十年七月に提出されていますが、それによると合併規模は、連合戸長役場期の町村の組合せとほぼ同

じで二六四カ町村でした。

翌年町村制が公布されると、合併に関する具体的な調査が行われました。新町村ごとに合併町村名、戸数、人口、田畑山林等の面積、税金、町村費、町村有財産、合併する事由、合併した場合の水利土功・秣場入会地・学校・役場位置の関係、境界争論の有無、歳入出予算などが細かく調査され、県の諮問案が作成されました。

郡長から戸長・総代人への諮問は、八月末から行われ、その後二か月余りの間



し、二〇六カ町村に整理されたのです。

三 町村制の施行

二十二年四月一日町村制が施行されました。これは議決機関である町村会と町村長による行政を分けて、自分たちで治めるものでした。しかし、議員は納税額の差により級別に選挙する二級選挙、議長は町村長、町村会が町村長、助役を選出するなど、必ずしも民主的な自治とはいえない面もありました。

本県の各町村では、四月中旬に町村会議員の選挙がほぼ終了し、五月中旬までに町村長が決定され、五月末日から六月にかけて戸長からの事務引継を終えて新しい町村役場が開庁しています。

四 文書館資料の活用

以上のような町村合併の過程には、それに係る多くの行政文書が作成されました。文書館には、この時県が郡長や町村に指示した文書、各町村や郡長から県へ報告した文書が整理・保存されています。

具体的には、郡長の合併案、町村名の選定の理由など各種の調査書、合併諮問案に対する答申書・意見書、新町村区域名称・地図等が、県下全町村にわたって遺されています。これらの資料はすべて閲覧に供されています。各町村の誕生の由来等を調べるうえで役立つものと思われまます。なお、現在常設展でも、これらの資料の紹介をしています。

改正された

群馬県立文書館の設置条例

主任専門員 田 中 康 雄

本館に関する最も基本的な法規で、本館の設置を定めている「群馬県立文書館の設置に関する条例」が、一部改正されました。(改正のための条例が、平成元年三月二十七日公布、四月一日施行)

これは、昭和六十二年十二月十五日に公布、翌昭和六十三年六月一日に施行された「公文書館法」の趣旨にそうためのもので、す。「公文書館法」については「文書館だより」十号で紹介いたしましたので、ご承知のことでしょう。

改めた主な点は、一つには第二条(設置)の中に「公文書館法の趣旨にのっとり」当該文書(≡文書館資料)の管理を行うとともにその活用を図り、と、「」内の字句を加えたことと、もう一つは業務(第三条)の表現を若干手直したことです。

第一の点は、群馬県立文書館が「公文書館法」で定められた「公文書館」の要件を満たしたものであり、県は同法で課せられているところの「歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる」責務を、公文書館

の設置という最も基本的な面では完全に果たすものであることを明らかにしたものです。

第二の点は、業務の実際の流れにしたがって第一、二号の順を入れ替えたことでもあります。「公文書館法」との関連では、「利用業務」について単に「文書の利用に関する」とあつたものを、「閲覧その他の利用に関する」と(第三条第二号)としたことです。文書館では「閲覧」という形が、利用の主体であることを表現したものです。

このほか、条文化成上の技術的な点で若干修正を加えたところがあります。

本県議会は、昭和五十五年、文書館法の制定を関係省庁に対して要請いたしました(議長名の意見書を提出)。本県としては、その一つの結果として制定されたとも考えてよい「公文書館法」との関係は、積極的に明らかにすることは意義あることと考えられます。本館はこれによって今後の活動をより強い拠りどころの上に進めることができます。

改正内容の点からみれば、本館の機能

その他が、「公文書館法」の趣旨とほとんど同じであるため、大きな変更はありませんでした。

ただ、既存の他の地方公共団体の文書館と同様、本館は「公文書館法」という直接的な根拠法が制定される以前に設置されたもので、根拠は別に置いていまます。本県の場合、山口県や埼玉県と同様、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第三十条を根拠として、学校、図書館、博物館等以外の「教育機関」という位置づけを行っています。今回の改正は、この基本的な位置付けを変えることなく、本県の法規運用体系の中で、「公文書館法」との関係を明らかにしたということになります。

他の既設館でも、「公文書館」の設置は条例で行わなければなりませんので、条例未制定館は当然のこと、今後、条例等の整備は行われることになるでしょう。

群馬県立文書館の設置に関する条例 (※平成元年四月一日改正)

(趣旨)

第一条 この条例は、群馬県立文書館の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 郷土についての歴史的価値ある文書及び記録並びに県の公文書その他

必要な資料(以下「文書」という。)を収集し、及び公文書館法(昭和六十二年法律第百十五号)の趣旨にのっとり当該文書の管理を行うとともにその活用を図り、もつて教育、学術及び文化の発展に寄与するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第三十条の規定により、群馬県立文書館(以下「文書館」という。)を前橋市に設置する。

(業務)

第三条 文書館は、次の各号に掲げる業務を行う。

一 文書の収集、整理及び保存に関すること。

二 文書の閲覧その他の利用に関すること。

三 文書に関する調査研究に関すること。

四 資料集等の編さん及び刊行に関すること。

五 文書に関する専門的な知識の普及啓発に関すること。

六 前各号に掲げるもののほか、文書館の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第四条 文書館に、館長その他必要な職員を置く。

附則(省略)(※傍線部分改正)

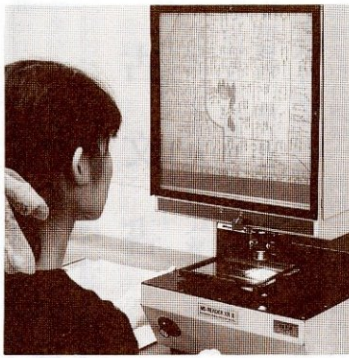
明治初期絵図の

マイクロフィルム化に伴う利用法

主任 小暮 隆 志

本館には、明治初期絵図が検見耕地絵図や地券発行にかかる(壬申)地引絵図等一、四〇〇余枚保存されています。これらの概要は本紙第一号および第五号で紹介し、既に目録も刊行しました。また、特に、壬申地引絵図は昭和六十二年の本館企画展「甦る地籍図」で取り上げられたところ、全県に渡り一、二〇〇余枚が一群で保存されているのは全国的にも他に例がないものとして、日本地理学会をはじめ各方面から注目されました。

これらの絵図は、本県最初の地籍図であると同時に江戸時代の村落景観を残すため、地元の歴史を知りたいという方々



や郷土史愛好家、歴史・地理・考古学の研究者、土地家屋調査士等の閲覧が相継ぎ、複写の要望も数多く寄せられました。しかし、大型でしかも虫害等による破損のため、写真撮影以外はお断りし、ご迷惑をおかけしておりました。

そこで、保存と閲覧の便を図るため、開館以来絵図の裏打表装を進めてまいりましたが、昨年からの複写への要望にも応えられるようマイクロフィルム化による複製作業を始めました。その結果、今年五月から別表の八〇枚の絵図は複製物でご覧いただくことになりました。

閲覧は従来どおり申請書により申出で



昭和63年度マイクロ複製済絵図一覧表

検見耕地絵図	番号	地 図 名	番号	地 図 名
番号			215	山田郡一本木村
114	74	群馬郡上大類村	323	〃 八重笠村
92	71	〃 下新田村	270	新田郡太田町第三番字大嶋口字蟹ヶ沢字引絵図
91	70	〃 前箱田村	271	〃 太田町第四番字長手口字引絵図
	72	〃 後家村	272	〃 太田町第五番字鶴生田口字引絵図
	59	〃 川曲村	274	〃 太田町第七番字今泉口字引絵図
地券発行にかかる地引絵図	57	〃 内藤分村	276	〃 太田町第九番字熊野口字引絵図
52	65	〃 大友村	291	〃 上浜田村
81	51	〃 大渡り村	280	〃 小舞木村
79	141	〃 鳥羽村	287	〃 福澤村
83	151	〃 築碕村	288	〃 富沢村
88	142	〃 上小鳥村	283	〃 上矢嶋村
87	143	〃 上小堀村	312	〃 高岡村
85	56	(惣社町分)	306	〃 成塚村持添寄合村
80	93	〃 惣社町之内巢鳥七ツ石関泉分	313	〃 大鷲村
98	62	〃 野良犬村	234	佐田郡下植木村
111	164	〃 北新波村絵図面	243	那波郡国領村
118	170	〃 行力村	249	〃 下道寺村絵図
135	166	〃 南新波村	264	〃 西上之宮村
183	168	〃 菊地村	252	〃 北今井村
193	167	〃 我峰村	250	〃 菰塚村
124	169	〃 我峰村	251	〃 阿弥大寺村
140	165	〃 桑間村絵図面	106	〃 矢田村
139	132	〃 西新波村		境 界 論 所 絵 図
127	177	片岡郡寺尾村	258	(堀口村外九ヶ村并戸谷)塚村立合絵図
128	178	緑壁郡山名村地引龜絵図		
197	180	〃 木部村地引龜絵図		
199	162	甘楽郡根小屋村		
194	159	碓氷郡中豊岡村		
195	223	〃 金井淵村		
196		山田郡上久方村之内		

ください。絵図の全体を概観したい方は全体図のカラー写真(約46cm×56cm)をご利用いただけます。さらに細部についてご覧になりたい場合は、全体図写真上のフィルムに施した分割ごとのカラーマイクロフィルムをリーダーで閲覧していただきます(フィルムや機器の取扱方法は事前に職員が説明しますが不明な点は随時お気軽にお尋ねください)。リーダーでは19/21とほぼ原寸大で見られます。

次に複写は、カラーと同じ分割のモノクロマイクロフィルムを使用し、即時に白黒プリントしてお渡しができます。また、全体図や分割図のカラープリントも行います。詳しくは職員にご相談ください。なお、複製済の絵図は原則として原本の閲覧や新たな撮影を行いません。貴重な史料の保存のため皆様のご理解とご協力をお願いします。今後も新たに複製された絵図は随時本紙で紹介いたします。

新たに収蔵された文書

古文書

昨年十二月以降、当館へ寄贈・寄託された古文書の概要は次のとおりです。

★前橋市・龍八茂雄家文書（寄贈）

安永・天明期の「御用留」、文化七年「前橋藩家臣分限帳」、明治十九年綿貫保次郎の「日記簿」、「算法新書」です。

★大胡町・中島正文家文書（寄贈）

大胡西領宮関村名主の大川家文書で、元禄・享保期の上大屋村新田水帳の他は幕末から明治期の史料です。御用留、田畑年貢割附帳が比較的まとまっています。

★松井田町・新井昭二家文書（寄贈）

製糸組合碓氷社四代目社長で県会議員も務めた新井高四郎家の文書です。昭和十年前後の碓氷社の事業や選挙関係の史料が大部分を占めています。

★長野原町・第六区有文書（寄託）

同町大津の近世文書で、旧吾妻郡勘場



木・坪井・立石村の貞享三年検地帳をはじめ、狩宿関所や湯花・硫黄稼ぎ関係の史料があり内容は豊富です。閲覧可。

★長野原町・黒岩今朝松家文書（寄託）

前掲の区有文書と関連する文書です。元禄期からの年貢割付状と皆済目録が中心で、他に天保五年の水戸藩家中の刃傷事件に関わる史料もあります。閲覧可。

★東京都・丸山知良氏収集文書（寄託）

前橋領東通上泉村で村役人を務めた高橋家に伝存した文書です。文化・文政期以降の田畑勘定帳、諸願書および火事・盗難届などがあります。他に往来物・手習本など寺子屋関係もみられます。

★高崎市・佐田知治家文書（寄託）

佐田家は以前、旧吾妻郡本宿村に在住し加刃姓でした。文書は吾妻在任期のもので、文化・文政期頃からの本宿村砥山採掘関係の他、白根・万座山の湯花および硫黄稼ぎの史料が特徴的なものです。

★赤堀町・赤堀恒雄家文書（寄託）

赤堀家は中世からの系譜を伝える旧家です。幕末から昭和期に至る膨大な史料が残存し、おもに年貢関係の帳簿、幕末の諸記録、旗本下知書、そして家業の酒造史料がよく揃っている文書です。

(主任 岡田昭二)

行政文書

管理受任等 昨年度中に管理委任、引継、管理委託により県の各機関から受け入れた文書は、一、四八五冊でした。(詳細)

は表1のとおり。
また、このほかに広報課から、昭和六十二年製作用の県政映画「赤城山―その四季―」一本が保存用として送付され、受け入れました。

表1 昭和63年度管理受任文書等所属別冊数

室課名	区分		計
	本文	有期限書	
総務部	14		14
学事課	15		15
文書課	3		3
広報課	32	31	63
防災課	56		56
消防課	9		9
対地課	9		9
厚生課	264		264
環境課	1		1
保健課	68		68
農業課	39		39
畜産課	1		1
蚕糸課	68		68
地産課	39		39
建設課	1		1
林務部	207		207
林産課	84		84
山政課	1		1
労働部	1	39	40
労働課	42	65	107
労働課	79		79
道設課	42		42
砂計課	42		42
都市課	33		33
都市課			
知事部	1,000	135	1,135
局長室	9		9
管理課	22		22
福利課	78		78
義務教育課	42		42
教委事務局	151		151
公立学校	199		199
立学共済組			
馬支			
合計	1,350	135	1,485

収集

昨年度の文書整理において県の各機関が廃棄した文書資料中から、本館が歴史資料として収集したものは、四、二〇五冊でした(詳細は表2のとおり)。このうち議会図書室のものは、議会史や県政史の編さん等のために使用または収集した写真です。県の重要施策や行事、人物、事件等を視覚的に伝える資料です。

業に関するもの、(三)県政上特に重要な事件に関するもの、(四)各種調査統計に関するもの、(五)その他特に収蔵・保存を必要と認めるもの(歴史的記録)

開館以来八年、公文書館法が施行されて一年、法の適切な運用のため、系統的普遍的な収集が行えるよう基準案の見直しを始めています。(主任 小暮隆志)

表2 昭和63年度収集文書部別冊数

部局名	冊数
総務部	102
企画部	191
県民生活部	54
衛生環境部	148
農政部	168
林務部	61
商工労働部	156
土木部	566
議会事務局	2,646
選挙事務局	1
教委事務局	112
合計	4,205

「行政文書収集基準案」により選別しています。しかし、実際には、廃棄された永年保存文書は原則的にすべて収集するほか、次の五点を目安に行っています。

(一)制度の新設・改廃及びこれに伴う事業に関するもの、(二)県政上特に重要な事

利用者の



私と古文書解説講座の受講

角倉義一

待望の古文書の学習が幸いに解説講座の受講で実現しました。はじめは見当もつかない文書の一字一句が、先生方の懇切丁寧な説明で次第にわかるようになり、解説できる毎に目から鱗の剝がれる様な思いで感動の連続でした。そのうえ単に読むだけでなく、当時の政治、経済、世相、庶民生活や文書にまつわる因縁、来歴などにまで話がおよび、その歴史的背景をつぶさに髣髴とさせ興味はつきず、次の受講日が待たれました。

用意されるテキストは毎回特質のある文書で筆蹟は一癖あり、手にして啞然としてしまい、輪読の順番に冷や汗が出ることもありました。時たまの宿題は力だめしの好機と辞典と首っ引きで頑張りましたが、恰も土竜が石塔に突き当たった様に四苦八苦の連続でした。そのため解説できた時の喜びは一入で、実際に経験した者だけが知る満足感だと思えます。

今惨憺たる転記テストの成績を座右に見て受講を偲び、漸く緒についた解説で古文書による古きをたづねることを心の糧として、学習を続けて行きたいと思えます。

行政文書検索をして

井田二郎

当玉村町では遅まきながら、町史編さんの事業が昭和六一年から発足した。ところが近現代、特に明治二二年町村制施行以後においては、旧芝根村分は別として、玉村・上陽分は全く存在しない。役場庁舎改築の際に保存文書は処分されてしまったのである。そこで文書館での行政文書の検索となったのである。

検索に当たっては、焦点を絞って必要資料を検索するのも方法であるが、敢えて当町関係資料をできる限り広く検索することにした。町史編さんのの主旨は、一貫した通史を書き下すことであるが、これを機会に可能な限り多くの資料を集め、使用後整理保存の手段を構じ、次の世代に引き継いで行きたいからである。この作業は長い目で見た場合、「本」を作る以上の事業と考える。県史編さんに併行した「県立文書館」の設立もこの辺の事情を物語っているし、「公文書館法」の施行も各方面の要望が法律となって結実したものと考えられる。



閲覧利用風景

鰯魚の会だより

須藤眞臣

本会も創設以来六年目になり、新たに長期終了者を迎え会員数一三二名で、平成元年を発足することとなりました。

学習会は従来どおり、二部制を維持しながら、お互いに励まし合いつつ学習に精進しているところであります。

定例会

午前中の部は、阿左美氏関係文書の中から芸芸書の「時津風」より抜萃したものを主として、単調化をふせぐための地方文書（一紙もの）を併せ、解

古文書同好会だより

町田一義

私達の同好会は原則として毎月第一土曜日の午後学習会を行っています。人数もさほど多くないグループですが、それだけにまた和気あいあいとしたあたたかいグループです。

現在は主として旧家の日記類、戦記、語り物等を継続して読んでいます。

はじめは、何と読めばよいのか、と字を読むのに夢中だったのですが、ようやく単語の意味を考えながら読むようになってきました。同じ言葉でも時代によりその持つ意味が変わることを

読学習に取組んでおります。

また、午後の部も午前と同様阿左美氏文書の中から、勘定奉行所役人書類「公裁御定書」の解説を進めております。定例会としては、当分の間阿左美氏文書を使用する予定です。

特別学習

前年度以来継続の「寒河江元清前橋御留留」を月一回学習して参りました。現在すでに三〇八頁全文の解説が済んでいますので、これからは釈文の補正作業を年度内完結を目的として、参加者全員で頑張っていきたいと思えます。

時代を隔てた文書に接すると感じます。これは幕末から維新にかけての社会構造の急変と西欧思想の流入が影響を与えているようです。その反面、人情には変わっていない面があるのもまた面白いことです。

私達はともすると簡単に「徳川封建の時代」として未開の時代を想像しがちですが、そこには私達の時代と殆んどかわらない文化の営みがあることを知ることができました。そう思いながら萎縮した脳を励まし励まし取り組んでいるところです。

レファレンス
コーナー

Q 年貢割付状や皆済目録などの金銭表示の上に「永」の文字をみるのがありますが、どのような意味でしょうか。

A 江戸時代、伊勢以東の幕領では、永楽銭(中国明朝の銅銭で、一五世紀初頭に日本へも大量に移入され、用いられた通貨)を基準にした貨幣換算方法がとられ、畑年貢や収支勘定、物価表示等に広く用いられていました。金銭表示上の「永」の文字は、「永楽銭」の略称です。江戸時代の面替は、相場制でしたが、幕府は、永楽銭を基準にした換算率を定めることによって、貨幣相互の価値が変動しないようにしたのです。

しかし、実際には、慶長一三年(一六〇八)、幕府の通貨統一政策の一環として、永楽銭の通用は禁止されています。その後、実質的な取り引きには、金・銀・銭(銅)などの通貨が用いられましたが、便宜的に、永楽銭を基準とした計算方法は、そのまま残されたのです。ちなみに、その換算率は、「永一貫文」||「金一両」あるいは「銭一匁 四貫文」です。

(文書館囑託 齊藤明子)

告知板

◎新たに閲覧できるマイクロ収集文書

①館林藩越智松平家文書(浜田市立図書館蔵)

館林藩主松平清武より七代にわたる松平(越智)家の年譜(寛文三年―弘化四年)。

②甘菜郡甘菜町、松浦家文書

小幡藩主松平(奥平)家の家臣の家柄で、主に郡方日記、寺社方手控、公事方覚書、御用向日記など、松浦家が携わった役職に関連する武家文書が伝存します。

◎群馬県行政文書件名目録第3集(明治期学務編I) 発刊

本目録は先に刊行した「行政文書簿冊目録・明治編」の分類項目の「学務」にあたる簿冊の件名一四、二八九件のうち教育行政、教育内容など教育全般に係る内容の件名四、一五六件を収録した目録です。本県の教育の変遷や校誌(史)の編さん等に活用下さい。

◎郷土史研究講座のご案内

今年度も昨年度に引き続き「群馬県史を読む」という統一テーマで行います。県史編さんに携わった方々と共に県史の資料を読み、各時代のテーマに沿った内容を紹介していただきます。

★統一テーマ 群馬県史を読む

★期日・内容・講師

第一回 8月5日(出) 『永禄日記にみる中世の生活』(西垣晴次 群

馬大学教授)

第2回 8月12日(出) 『群馬の教育的風土―近代教育史料を読む―』

(森田秀策 高崎市立南小学校長)

校長)

第3回 8月19日(出) 『大名と旗本のはざま―吉井藩の相給支配―』

(渡辺三郎 県史編さん室)

主幹兼専門員)

第4回 8月26日(出) 『上毛野氏を考える―藤岡一雄 共愛学園高等学校教諭』

等学校教諭)

時間は各回とも午後二時〜四時です。

★応募方法

往復ハガキに受講希望講座名、住所、氏名、電話番号を明記し、文書館宛お申し込み下さい。募集人員七〇名(先着順) 受講料無料(資料代各回一〇〇円)

◎企画展「村のくらしと山林原野―入会地の歴史―」(仮題)のご案内

期間10月20日〜11月26日 林野を共同利用することで村の生活の一面を支えてきた入会地の歴史の変遷について文書や絵図を紹介します。

時間は9時〜17時(日曜・祝・祭日・月末は休館)

又11月4日には、講演会も予定しております。

◎長期古文書解説講座のご案内

7月30日〜1月28日(各日曜日) 20回にわたって開催します。時間は各回とも午前10時〜12時です。



あゆみ

わたって開催します。時間は各回とも午前10時〜12時です。

鯛魚の会・古文書同好会継続

元・1・28 全史料協関東部会月例研究会当館で開催

元・2・17 文書館運営協議会開催

元・3・1 文書館文書調査員会議開催

元・3・31 紀要「双文」第6号発刊

行政文書件名目録第3集

(明治期学務編I) 発刊

元・4・1 文書館運営協議会委員19名

委嘱・文書館文書調査員23名委嘱

明治期地籍図表具開始

明治初期絵図のマイクロ撮影(〜11日)

元・5・8 常設展示更新

元・5・16 古文書解説入門講座開始、

(5月28日、6月4日、11日、18日修了式)

元・5・21 行政文書管理受任、引継、

収集作業開始

元・6・5 群馬県諸藩関係資料マイク

ロ撮影開始(慶大古文书室、

岩瀬文庫 愛知県西尾市)

元・6・13

元・6・31

元・6・31

元・6・31

元・6・31